平成２４年（フ）第７１号
北海道帯広市東12条南６丁目１番地16
破産者　丸千千葉建設株式会社
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
北海道帯広市西21条南５丁目26番地
破産者　有限会社中村遊機
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
群馬県太田市龍舞町2750番地の１
破産者　協同組合群馬県東部木材卸センター
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第３２号
群馬県邑楽郡明和町入ケ谷257番地の１
破産者　有限会社金子水道設備
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１６２５号
横浜市緑区上山２丁目８番５―208号
破産者　株式会社グリーン・コーポレーション
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０７号
長野県松本市沢村２丁目５番11号
破産者　有限会社カサリンゴ
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７０４号
静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3285番地の88
破産者　株式会社ホテル白砂亭
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４号
三重県松阪市鎌田町57番地１　サンライズガーデン１階105号、前住所三重県松阪市松ヶ島町２番地12
破産者　石田　恒夫
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第９１８号
京都市伏見区石田内里町１番地19
破産者　株式会社新翔電設
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
京都府宇治市伊勢田町南山52番地
破産者　有限会社奥村商店
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２３３号
最後の住所徳島市上八万町西山1116番地の１
破産者　亡井上賢次相続財産
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２７号
香川県丸亀市綾歌町栗熊東2157番地１
破産者　有限会社今田工作所
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第９９８号
愛媛県松山市勝岡町154番地２
破産者　岡本建設有限会社
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５６号
愛媛県松山市三津３丁目５番25号
破産者　向井建設株式会社
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５４号
熊本県八代市千丁町古閑出新2489番地
破産者　合資会社中村製作所
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２０６５号
静岡県伊豆の国市長岡1334番地の４　ジェントル伊豆長岡505号、破産手続開始決定時の住所さいたま市西区大字指扇469番地３
破産者　太田　浅二
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７０３号
北九州市戸畑区浅生３丁目11番９―301号
破産者　那木　麗子
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３８号
北九州市小倉北区皿山町22番８号
破産者　上田奎二郎
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２６４５号
札幌市中央区南12条西８丁目１番21―603号、開始決定時の住所札幌市中央区南８条西７丁目1036番地１　504号
破産者　鈴木　猛久
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部